

介護保険料の納付は便利で安心な口座振替で

口座振替をご利用になりますと、納期のたびに金融機関等へ出向く必要がなく、納付を忘れることもありません。

■ 申込用紙による手続き

広島市内の金融機関及び郵便局（右に記載）の窓口にて申込用紙を備え付けてあります。

広島市外の金融機関又は郵便局へお申し込みの場合は、用紙をお送りしますので表面に記載してある区の福祉課高齢介護係へ御連絡ください。

【申込場所】

預金口座のある店舗
（ゆうちょ銀行はどの店舗でも手続きできます）

【手続きの際の持参物】

この納付書、預金（貯金）通帳、口座届出印

■ 広島市ホームページによる手続き

広島市 WEB口座振替受付サービス

検索

利用できる金融機関（令和5年4月1日現在）

（銀行） 広島、伊予、西京、山陰合同、中国、百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ、もみじ、山口、りそな、ゆうちょ
（信用金庫） 呉、広島
（信用組合） 広島県、広島市
（農業協同組合） ひろしま、広島市
（その他） 中国労働金庫

■ 金融機関のキャッシュカードによる手続き

被保険者本人が、区役所等の窓口へキャッシュカードと暗証番号を御持参ください。

※ 口座振替については、表面に記載してある区の福祉課高齢介護係へお問い合わせください。

1 滞納処分について

この督促状の指定期限までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

2 給付制限について

保険料の滞納が続くと、滞納期間に応じて給付制限を受けることがあります。

3 不服申立てについて

この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県介護保険審査会に対して審査請求することができます。

4 処分取消しの訴えについて

この処分の取消しを求める訴えは、前記3の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告（広島市長が被告の代表者となります。）として提訴することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記3の審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することはできません。

ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 減免について

災害、失業、その他特別の理由により介護保険料を納付することが困難になった場合は、減免されることがありますので、表面に記載してある区の福祉課高齢介護係へ御相談ください。

納付場所（下記の納付場所は、令和5年4月1日現在のものです。金融機関等の名称に変更があった場合は、読み替えてください。）

◎金融機関

1 全店舗

（銀行） 広島、伊予、愛媛、西京、山陰合同、四国、中国、鳥取、西日本シティ、百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ、もみじ、山口、りそな
（信託銀行） みずほ
（信用金庫） 呉、広島
（信用組合） 広島県、広島市、広島商銀
（農業協同組合） ひろしま、広島市
（その他） 中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会

2 中国5県内の店舗

（銀行） ゆうちょ（郵便局を含む）
※ 中国5県外のゆうちょ銀行又は郵便局で納付されるときは、表面に記載の問合せ先までご連絡いただければ払込書を送付します。

3 広島県内の店舗

（銀行） 福岡
（信用組合） 朝銀西

◎区役所などの窓口

各区福祉課高齢介護係、各区保険年金課、各出張所、収納対策部

◎スマホアプリ

PayPay、LINE Pay、PayB

※ コンビニエンスストア等での店頭では、原則として上記スマホアプリを利用した納付はできません。

◎コンビニエンスストア等（全国各店舗）

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、MMK（マルチメディアキオスク）端末設置店（ただし、無人端末機を除く）、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

※ 以下の納付書については、コンビニエンスストア等では納付できません。

- ・バーコード印字がない
- ・バーコードが読み取れない
- ・金額が30万円を超えている
- ・金額を訂正している
- ・取扱有効期限を過ぎている

※ 本市は、（株）電算システム及びコンビニエンスストア等と、「料金収納業務契約」を結んでいます。

※ 納付される日によっては、表面記載の金額に延滞金を加算して納付しなければならない場合がありますが、コンビニエンスストア等では、この加算すべき延滞金を納付することができません。納付できなかった延滞金については、改めて納付していただくことになります。

※ 領収証書及びレシートは払込の証拠になりますので、受領後、大切に保管してください。

開け方



製作	検版	出稿①	出稿②